

令和3年度 児童福祉施設等の指導監査等実績

1 3月末時点の実施状況

区 分	指導監査等対象件数 (R3.4.1 時点)	実 績 (R4.3.31 時点)
保育所	61	17
保育所型認定こども園	1	0
幼保連携型認定こども園	12	2
母子生活支援施設	1	0
小規模保育事業 A 型	43	23
認可外保育施設 (休止施設(2件)及び 居宅訪問型(13件)を除く)	45	13

2 指摘件数等内訳

事業区分		指導監査等 実績件数	文書指摘件 数	その他指導 助言件数
保育所		17	9	14
施設運営 管理体制	利用定員		0	0
	運営管理		3	0
	職員の配置状況		0	1
	諸規程の整備状況		3	6
	財務管理の状況		0	0
職員確保 と職員処 遇の充実	労務管理		0	8
	職員の健康診断		0	2
	職員の確保及び資質向上		0	1
防災対策の充実強化			1	10
入所者処 遇の充実	保育の計画及び評価		5	5
	健康及び安全		2	2
	サービスの質の向上		1	2
	秘密保持		0	0
	食事		0	2
	食事に関する衛生管理		0	0
入所者の生活環境等の整備(衛生管理等)			0	0
指摘件数合計			15	39

事業区分		指導監査等 実績件数	文書指摘件 数	その他指導 助言件数
幼保連携型認定こども園		2	1	2
教育・保 育環境の 整備	設備基準		0	1
	学級編成		0	0
	教育・保育を行う期間・時間		0	0
	職員配置		0	2
	諸規程等の整備状況		1	1
	職員の確保、定着、促進及び資質向上		1	1
教育・保 育内容	目標・全体的な計画		0	1
	指導計画・記録		1	0
	指導要録		0	0
	サービスの質の向上		1	0
	保護者に対する支援、子育て支援		0	0
健康・安 全・給食	健康の保持増進		0	0
	事故防止・安全対策		0	2
	給食の適切かつ衛生的な提供		0	1
指摘件数合計			4	9

事業区分	指導監査等 実績件数	文書指摘件 数	その他指導 助言件数
小規模保育事業 A 型	23	16	23
設備・利用定員		0	0
職員の配置基準		7	2
運営管理		8	10
非常災害対策		0	17
会計		0	2
労務管理・諸規程の整備		4	9
職員の健康診断		1	1
保育の計画及び評価		7	12
職員の知識及び技能の向上等		0	3
児童の健康支援及び安全等		4	3
サービスの質の向上等		4	2
備える帳簿・秘密保持		0	2
衛生管理等		0	0
食事・食事に関する衛生管理		0	6
指摘件数合計		35	69

事業区分	指導監査等 実績件数	文書指摘件 数	その他指導 助言件数
認可外保育施設	13	7	9
保育に従事する者の数及び資格		2	2
保育室等の構造設備及び面積		0	0
非常災害に対する措置		0	2
保育室を 2 階以上に設ける場合の条件		0	0
保育内容		0	2
給食		0	0
健康管理・安全確保		5	6
利用者への情報提供		0	3
備えるべき帳票		0	0
その他		0	0
指摘件数合計		7	15

※ 文書指摘件数及びその他指導助言件数については、点検項目ごとに集計したものの。

3 具体的指摘事項の代表事例（文書指摘事項のみ）

(1) 保育所

- 諸規程等の整備状況
 - ・ 作成された就業規則は、労働者の過半数を代表する者の意見を聴き、当該意見を記した書面を添付の上、所轄の労働基準監督署へ届出を行うこと。
- 保育の計画及び評価
 - ・ 保育の内容等については、保育士等の自己評価結果を踏まえ、職員相互の話し合いを通じた評価（保育所の自己評価）を行うこと。なお、自己評価にあたっては、適切に評価の観点や項目等を設定するとともに、全職員による共通理解の下で行い、保育実践の改善に努めること。
- 健康及び安全
 - ・ 事故が発生した場合の対応、事故の発生又はその再発の防止等に関する指針を作成すること。

(2) 幼保連携型認定こども園

- 諸規程等の整備状況
 - ・ 就業規則と勤務実態の整合性を図ること。
- 指導計画・記録
 - ・ 指導計画を作成するにあたっては、園児の発達の連続性を考慮した教育及び保育を展開するため、満3歳未満の園児について、園児一人一人の生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成すること。
- サービスの質の向上
 - ・ 苦情解決の仕組みを整備するにあたっては、社会性や客観性を確保し、サービスの質の向上を図るために次の措置を講じること。
 - (1) 第三者委員を選任する
 - (2) 施設内の掲示やパンフレットの配布等により、第三者委員の氏名、連絡先及び苦情解決の仕組みについて周知する
 - (3) 受付けた苦情を第三者委員に報告し、必要に応じて助言を受ける
 - (4) 苦情の内容及び改善までの経緯と結果を記録する
 - (5) 苦情解決の実績を「事業報告書」や「広報誌」等に掲載し公表する（個人情報を除く）

(3) 小規模保育事業 A 型

- 職員の配置基準
 - ・ 時間単位での保育士配置基準を満たすこと。
- 保育の内容等の評価
 - ・ 保育の内容等については、保育士等の自己評価結果を踏まえ、職員相互の話し合いを通じた評価（保育所の自己評価）を行うこと。なお、自己評価にあたっては、適切に評価の観点や項目等を設定するとともに、全職員による共通理解の下で行い、保育実践の改善に努めること。
- 苦情への対応
 - ・ 苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員を設置すること。

(4) 認可外保育施設

- 保育に従事する者の数及び資格
 - ・ 総乳幼児数に対して必要となる保育に従事する者の数の内、3分の1以上は有資格者（保育士、看護師又は准看護師）を配置すること。
- 健康管理・安全確保
 - ・ 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施すること。